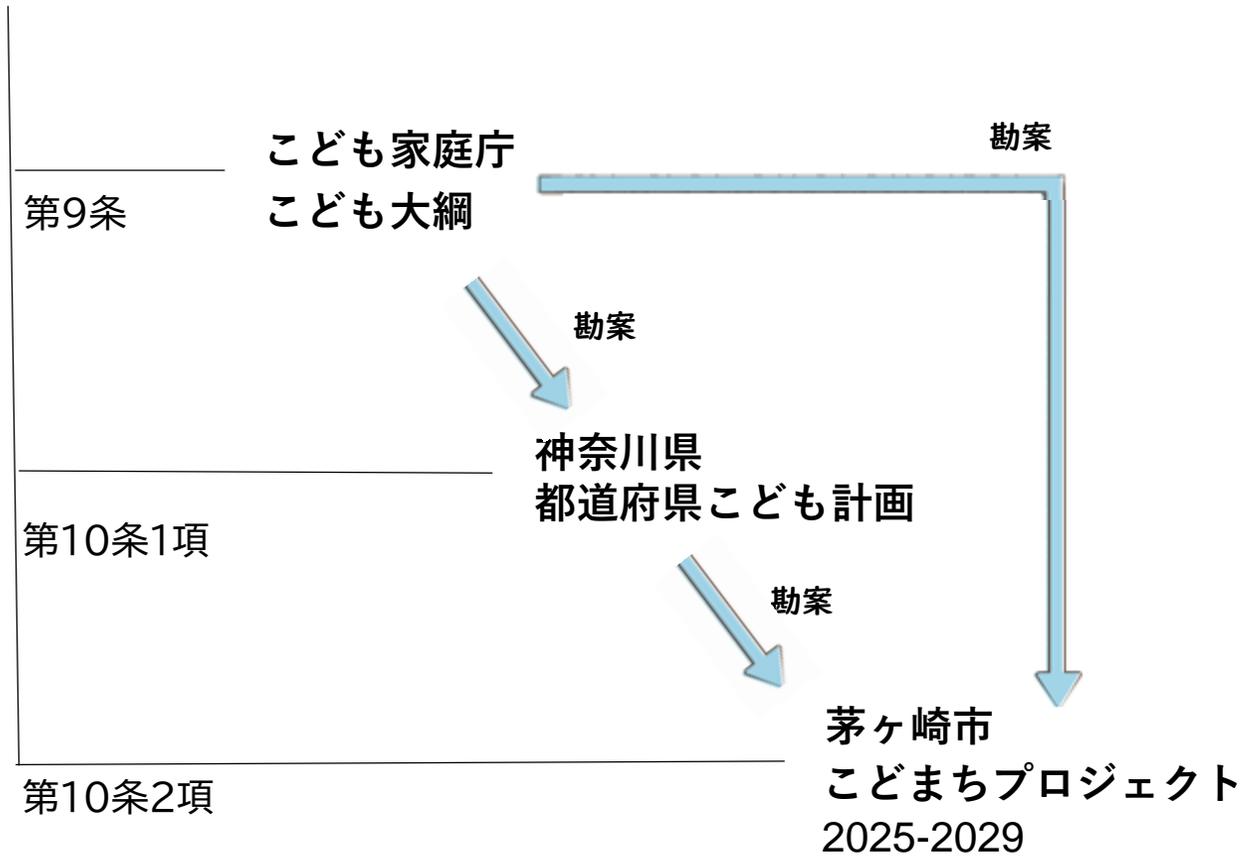


こどもまちプロジェクト2025-2029 ーちがさきのこどもけいかくー 【概要版】

国・県と「こどもまちプロジェクト2025-2029」の関係性

こども基本法



根拠法令

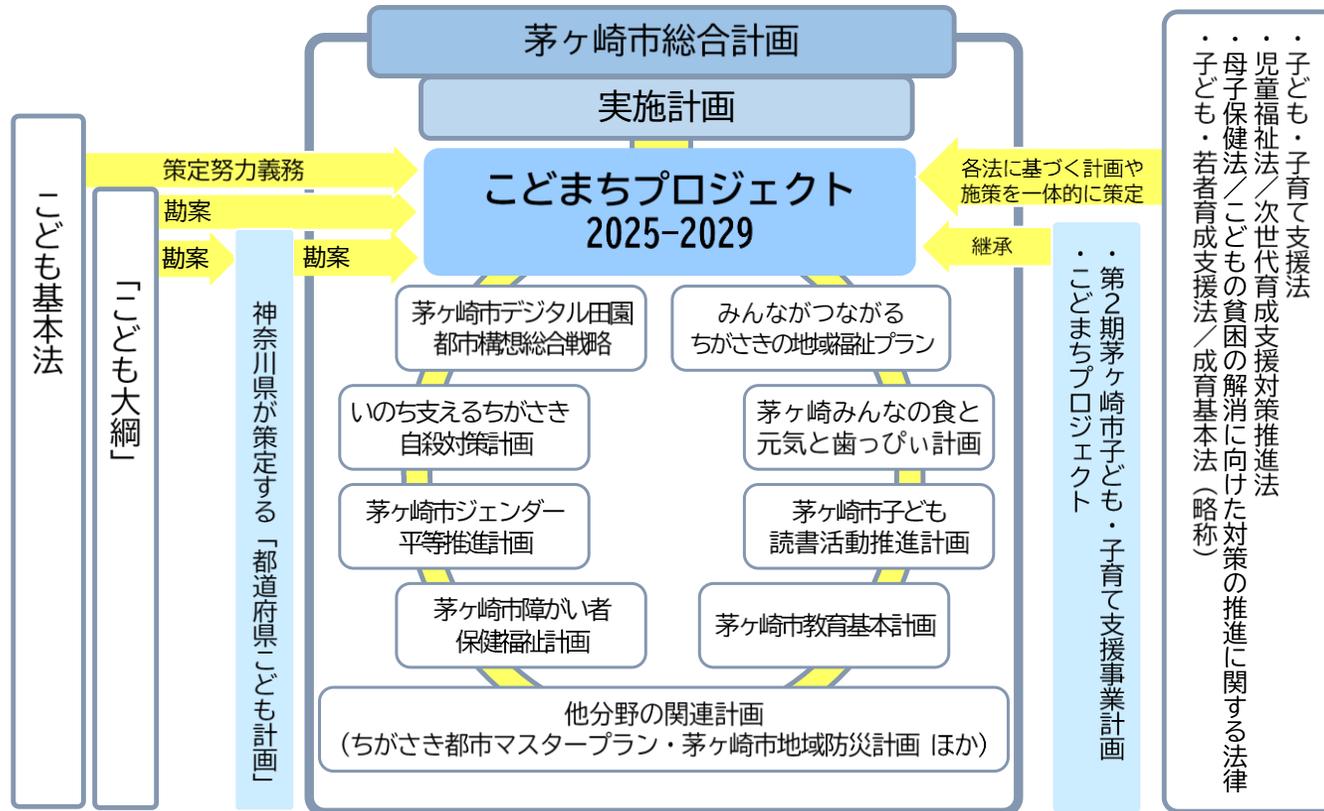
「こどもまちプロジェクト2025-2029」は、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づく計画です。

留意事項

「市町村こども計画」は、国の「こども大綱」と神奈川県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して策定することが「こども基本法」に明記されています。

1. 計画の概要

庁内における計画の位置付け



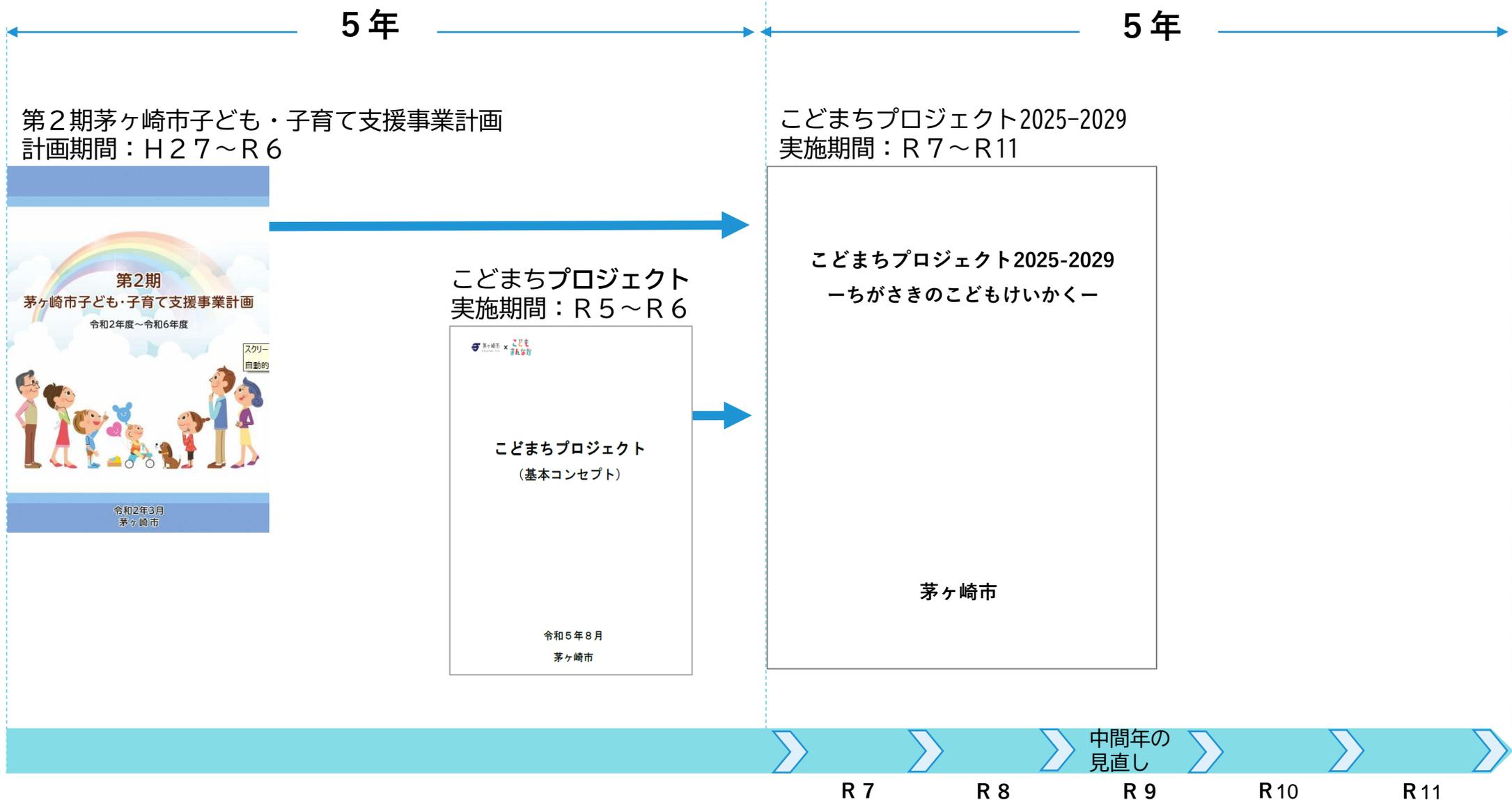
他の計画等との関係性

次の法律に基づく計画や施策を一体的に策定します。

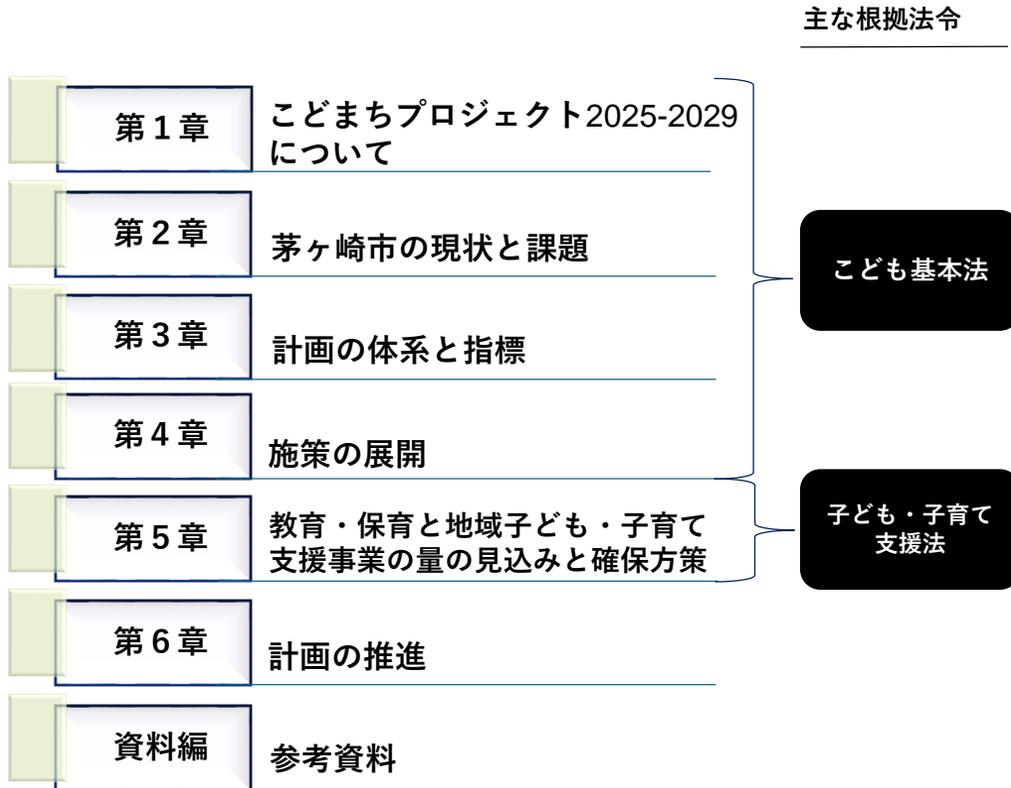
- ・こども基本法
- ・子ども・子育て支援法
- ・次世代育成支援対策推進法
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- ・児童福祉法
- ・母子保健法
- ・成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

1. 計画の概要

これまでの本市の計画等との関係性



計画の構成



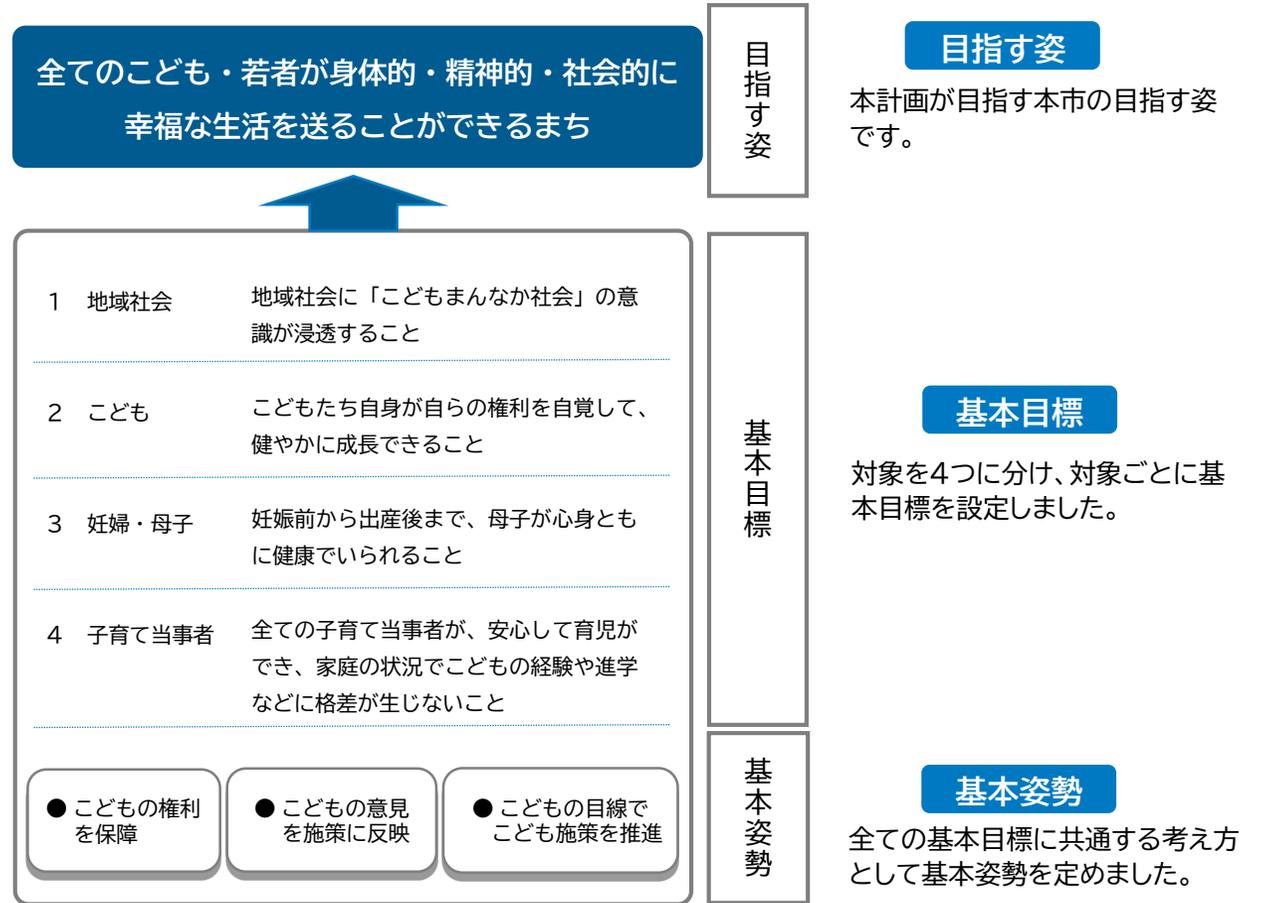
第1章～第4章

本市のこども政策全般に対する現状と課題、に対応するための体系に基づく施策の展開を掲載しています。

第5章

第5章は「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画に該当する部分として、保育所や子育て支援事業の今後5年間需要と供給の推計値を掲載しています。

目指す姿・基本目標・基本姿勢



こどもの意見を計画に反映

「こどもまちプロジェクト2025-2029」策定に向けた こどもの意見を聴く取り組み

- 本計画が“大人が考えるこどもの幸せ”ではなく、“こどもにとっての幸せ”を実現するこどもの目線に立った計画となるよう、こどもの意見を聴く取り組みを実施しました。
- WEBや匿名を含むそれぞれの手法で、幅広い年代から意見を聴きました。
- それぞれの取り組みで聞き取った意見は、分類ごとに分け、庁内関係課やこども政策審議会に報告し、計画策定に反映しました。
- 意見を聴く取り組みを通じて、こども自身に「こどもも社会に意見を言う権利がある」ということを伝える取り組みも行いました。

目的と手法

- こどもの意見を聴き、施策や計画を“大人の目線“ではなく”こどもの目線“でつくる。
- こどもの意見を聴くことの大切さを知ってもらい、社会に対し“こどもも意見を言うことができる存在である”ということ伝える。



関係施設に訪問しての職員によるヒアリング

- こどもがいる市内の各施設に職員が訪問し、こどもに直接ヒアリング

子ども・子育て支援に関するニーズ調査

- 市内で子育て中の7500世帯を無作為抽出しアンケート調査

こどもモニター(WEBアンケート)

- 小学4年生から高校生世代を対象に、匿名のWEBアンケートを不定期で実施

市民討議会(こども版・おとな版)

- こども(午前)とおとな(午後)が同一テーマでグループワークを実施

パブリックコメント

- 計画の案を公表し意見を募集

1. 計画の概要

市民討議会

おとな版



こども版



本を読んだり、自習ができる公共スペースがほしい

授乳やおむつ替えのスペースを増やしてほしい

子連れ歓迎のお店が増えてほしい

雨の日でも遊べる屋内の遊び場がほしい

関係施設に訪問しての職員によるヒアリング

保育園

たばこのにおいが苦手



全てのこどもに意見を言う権利があります

暗い場所・大きな音が鳴る場所が怖い

小学校



魚が間違えて食べてしまわないよう海のごみを減らしたい

大学

同性で子どもを育てる選択肢もあって良い

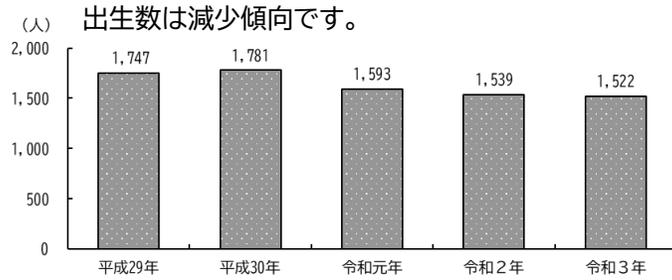


貧困家庭の孤立問題を何とかしてほしい。自分も子育てをするうえで金銭面での不安がある。

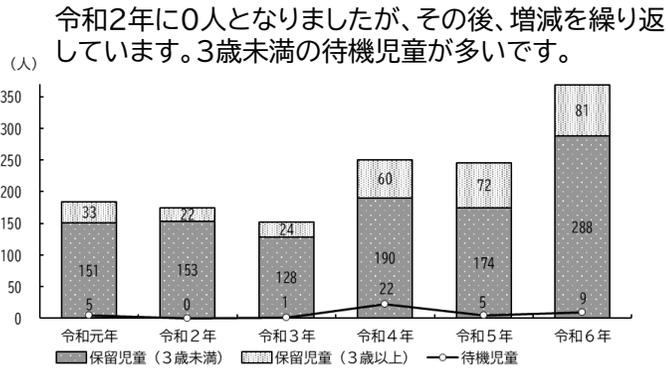
幼稚園、保育園、児童クラブ、小・中学校、高校、特別支援学校、児童養護施設、大学に訪問し、計249人から意見を聴きました。

2. 現状

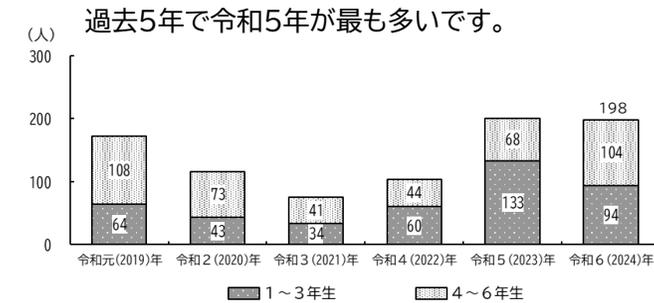
○ 出生数



○ 保育所の待機児童数

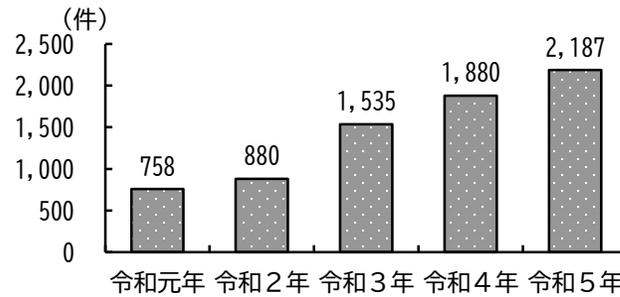


○ 児童クラブの待機児童数



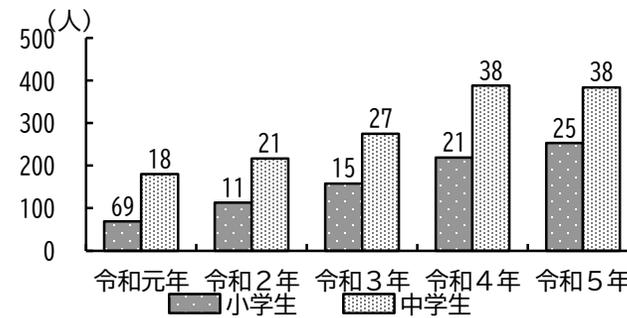
○ いじめの認知件数

いじめの認知件数は増加しています。



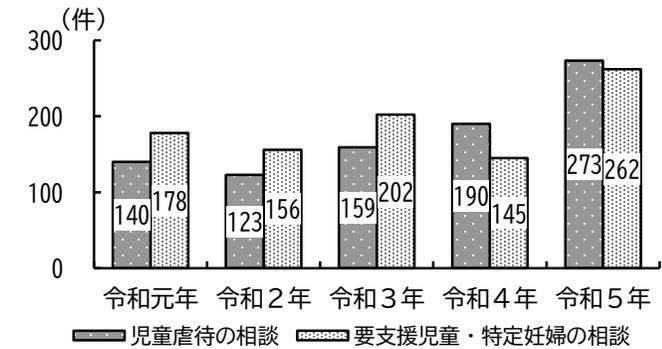
○ 不登校の児童・児童数

不登校の児童・生徒は増加しています。



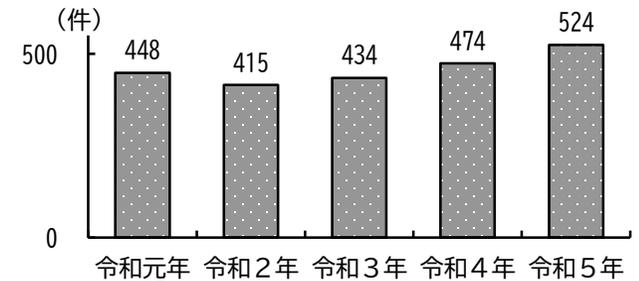
○ 家庭児童相談件数の推移

増加傾向にあり、令和5年度は過去5年間で最も多い結果でした。



○ 療育相談件数の推移

増加傾向にあり、令和5年度は過去5年間で最も多い結果でした。



3. 計画の体系

[目指す姿]
 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまち

[基本目標]

【地域社会】

1 地域社会に「子どもまんなか社会」の意識が浸透すること

【子ども】

2 子どもたち自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できること

【妊婦・母子】

3 妊娠前から出産後まで、母子が心身ともに健康でいられること

【子育て当事者】

4 全ての子育て当事者が、安心して育児ができ、家庭の状況で子どもの経験や進学等に格差が生じないこと

[施策の方向性]

(1) 子ども・若者が社会の一員として、意見表明や社会に参画ができる機会の確保

(2) 社会全体の構造や意識を変えていく気運の醸成

(3) 子どもまんなかまちづくり

(1) 子ども・若者の意見形成への支援

(2) 子どもの成長に最適な教育・保育の確保や、多様な遊びや体験を通じて活躍できる機会の提供

(3) 誰一人取り残さないための支援

(4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守るための支援

(5) 若い世代の生活の安定を図り、多様な価値観を前提として行う自立支援

(1) 母子の保健・医療、健康支援

(1) 切れ目のない経済的負担軽減

(2) 家庭における子育て支援

(3) 困難を抱える家庭に寄り添った支援

[基本姿勢] ① 子どもの権利を保障します。② 子どもの意見を施策に反映します。③ 子どもの目線で子ども施策を推進します。

4. 計画の指標

計画の目指す姿を実現するため、基本目標の進捗をはかる成果指標を次のとおり定めます。

No	項目	目標値	現状	基本目標
1	「自分の行動で社会を変えられる」と思うこどもの割合	増加	27.4%	1(1)
2	「こども・若者が、地域のなかで安心して過ごすことができる環境」の満足度	増加	49.3%	1(2) 1(3)
3	「こどもが安全に通れる道路がないことに困っている」と回答する保護者の割合	減少	41.9%	1(2) 1(3)
4	「こどもが犯罪の被害にあった・あいさうになったことがある」と回答する保護者の割合	減少	3.3%	1(2) 1(3) 2(4)
5	「こどもが安心して遊べる場所がないことに困っている」と回答する保護者の割合	減少	29.3%	1(2) 1(3) 2(2)
6	「安心して子どもを産み育てることができる環境」への市民の満足度	増加	46.5%	1(2) 1(3) 2(4) 2(5) 4(1)~(3)
7	市が今後、力を入れるべき取り組みについて「情報提供の充実」と回答する保護者の割合	減少	32.4%	1(1) 2(1)~(3) 3(1) 4(2)
8	保育所等の待機児童の解消	0人	9人	1(2) 2(2)
9	児童クラブの待機児童の解消	0人	198人	1(2) 2(2)
10	「ライフスタイルに応じた働き方ができる市内の労働環境」に関する満足度	増加	19.4%	1(2) 2(5)
11	「子育てでどうしてよいかわからなくなることがある」と回答する保護者の割合	減少	58.9%	1(2) 4(1)~(3)

No	項目	目標値	現状	基本目標
12	「身近に子育ての協力者がいない」と回答する保護者の割合	減少	11.3%	1(2) 4(1)~(3)
13	「こどもを育てている現在の生活に満足している」と回答する保護者の割合	増加	68.3%	1(2) 4(1)~(3)
14	「身近な公園・緑地」に関する満足度	増加	42.1%	1(3) 2(2)
15	「あなたの周りには、遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と回答するこどもの割合	増加	58.5%	1(3) 2(2)
16	「自分のことが好きだ」と回答するこどもの割合	増加	73.8%	2(1)
17	「児童・生徒が安心して過ごすことができる学校の環境」の満足度	増加	41.8%	2(2)
18	「障がい者の生活支援、活躍の場」に関する満足度	増加	16.9%	2(3)
19	「地域の医療体制」に関する満足度	増加	41.5%	2(3) 3(1) 4(2)
20	「悩みや心配事を相談できる人がいない・だれにも相談しなくてよい」と回答するこどもの割合	減少	8.8%	2(4)
21	子育ての環境や支援への満足度	増加	19.1%	3(1) 4(1)~(3)
22	「こどもを虐待してしまっているのではないかと思うことがある」と回答する保護者の割合	減少	20.6%	4(3)

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

			令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1号認定	3～5歳	2473	2236	1999	1762	1525
	2号認定	3～5歳	3040	3129	3218	3307	3396
		幼稚園希望	583	600	615	636	650
		上記以外	2457	2529	2603	2671	2746
	3号認定	1・2歳	2104	2175	2246	2317	2388
		0歳	335	345	355	365	375
確保方策	1号認定	3～5歳	3076	3016	2971	2925	2905
	2号認定	3～5歳	3274	3354	3475	3602	3666
	3号認定	1・2歳	2134	2188	2251	2352	2391
		0歳	344	345	355	365	375
過不足	1号認定	3～5歳	603	780	972	1163	1380
	2号認定	3～5歳	234	225	257	295	270
	3号認定	1・2歳	30	13	5	35	3
		0歳	9	0	0	0	0

説明

量の見込み＝需要

幼稚園や保育所等の利用を希望する方の推計値を算出しています。

確保方策＝供給

幼稚園や保育所等における受け入れ可能な人数の推計値です。

1号：3～5歳 保育を必要としないこども（幼稚園等）

2号：3～5歳 保育を必要とするこども（保育所等）

3号：0～2歳 保育を必要とするこども（保育所等）

地域子ども・子育て支援事業

No	事業名	No	事業名
1	時間外保育事業（延長保育事業）	11	妊婦健康診査
2	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	12	実費徴収にかかる補足給付を行う事業
3	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
4	地域子育て支援拠点事業	14	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
5	一時預かり事業（幼稚園型）	15	子育て世帯訪問支援事業
6	一時預かり事業（幼稚園型以外）	16	親子関係形成支援事業
7	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	17	産後ケア事業
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学生のみ）	18	こども誰でも通園制度
9	利用者支援事業		
10	乳児家庭全戸訪問事業		

説明

地域子ども・子育て支援事業

地域のニーズに応じて市町村が計画に応じて実施する事業です。

事業ごとに令和7(2025)年度から11(2029)年度までの「量の見込み」と「確保方策」を設定し、適切な支援の提供ができていないか実施状況を確認します。

計画の推進

市民・企業・関係機関との連携

関係機関等との連携

計画を効率的に推進するため、警察や児童相談所、民生委員児童員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。市は、多様化するこども施策のニーズに対応するため、保護者、教職員、保健師など子育てに関わる専門職だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携図りながら、地域資源を活用したこども施策の推進を図ります。

全ての市民が対象

こどもや子育てに関わる人だけでは、本計画の目指す姿を実現することはできません。社会全体に、こどもを中心とした考え方が共有されるよう取り組みます。

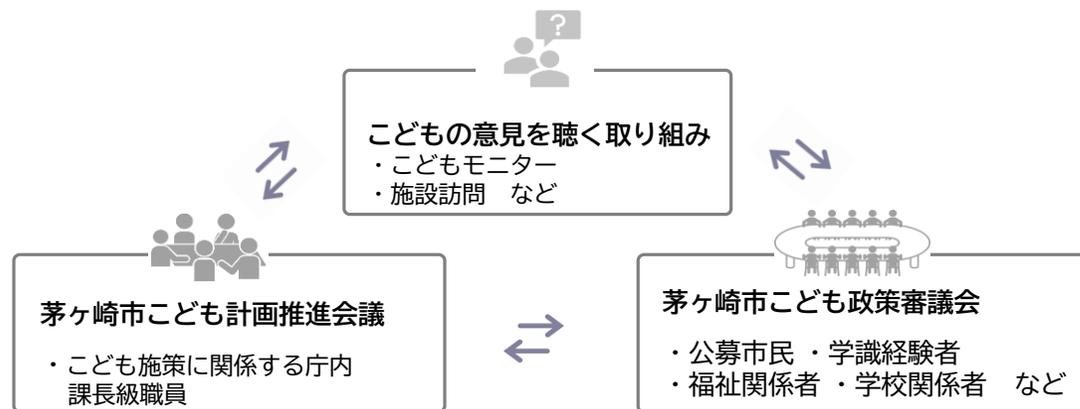
子ども未来応援基金

本市は「子ども未来応援基金」を設けています。個人、団体、企業を問わず、みなさまの寄付を通じて、こどもや子育て当事者を支えることができます。みなさまのご支援・ご協力お願いいたします。



計画の点検・評価と推進体制

本計画の適切な進捗管理を行うため、こども施策に関係する庁内課長級職員による「茅ヶ崎市こども計画推進会議」を中心に進捗状況を把握するとともに、市長からの諮問に基づく審議や答申を「茅ヶ崎市こども政策審議会」で行います。なお、点検・評価にもこどもの意見が反映されるよう、こどもの意見を聴く取り組みを継続して行い、聴き取った意見を庁内会議や審議会に報告します。また、本計画の具体的な取り組みは、毎年度、予算成立後に公表します。



社会情勢や市民ニーズを踏まえ必要に応じて改善



本計画の策定又は改定

第4章に定めた基本目標や第5章の事業単位で点検・評価を行う



本計画に沿ってこども施策を推進